

下水道事業（蜂屋川公共・下米田特環・農集）における 区域外接続についてのお知らせ

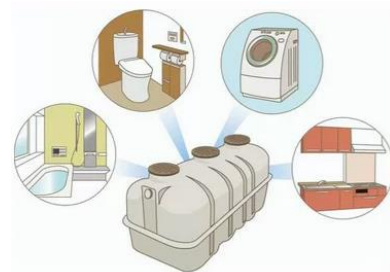
〈市の方針〉

防災面からの浄化槽促進

- ・災害時における下水道使用不可能な状況を想定した汚水処理対策
- ・浄化槽設置者の負担軽減（補助制度を更に充実）⇒浄化槽補助制度の改正参照

立地適正化

- ・居住区域への適正な誘導
- ・一定の居住密度を維持することによる空家対策



下水道（蜂屋川公共・下米田特環・農集）の区域外接続
については次のとおりです。

農 地	・ 農振除外申請を要す農地 令和3年6月の農振除外申請分まで ※申請が認められた日より概ね1年間のうちに農地法の農地転用申請をしてください。
	・ 農振除外申請を要さない農地 令和3年6月17日(木)締切の農地転用申請分まで
農地以外 (宅地・雑種地・ 山林 等)	令和3年6月30日(水)まで 期限内に「排水設備等計画確認申請書（下水原簿）」を提出してください。

農振除外申請・・・「農業振興地域整備計画における農用地除外申請」

物件設置許可申請書・・・「排水設備等計画確認申請書（下水原簿）」を提出する前に必要な申請です

これより後は全て浄化槽の設置をお願いします。

区域外については以下のような場合も接続不可となります。

- ・宅地の前に本管があり、取付管のみ新設する場合
 - ・宅地分譲、建売分譲等により本管を自費工事にて延長し、市に施設譲渡する場合 等
- ※個別案件につきましてはご相談ください。